

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎市消費者センターからの情報です。

警戒情報

配信日 令和2年1月20日

「5億円の支給が決定した」という詐欺メール

内容

国の機関を名乗る団体から「5億円の支給が決定した。振込先の銀行口座を教えるように」とのメールが届いた。返信すると「手数料として3,000円が必要」と言われ、コンビニで電子マネーを購入し支払った。その後も「登録手続きのため」「データ作成のため」と次々にお金を要求される。詐欺ではないか。

消費生活センターからのアドバイス

当選商法と言われる詐欺の手口です。

「〇億円を受け取る権利が当選した」などとメールを送り付け、個人情報や口座番号などを聞き出し、さらに「手続きのため」とお金を要求してきます。

言うとおりにお金を払っても「当選金」を受け取れることはなく、逆に「手数料」や「登録料」などその後も様々な名目でお金を要求されます。

このようなメールが届いても信じてはいけません。

迷惑メールが頻繁に届く場合は、メールアドレスの変更を検討しましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

